

平成27年度第1回千葉市保健所運営協議会議事録

1 日 時：平成27年11月27日（金） 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所：千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者：

（委員）

入江康文委員長	阿部博紀委員	金子充人委員	金親 肇委員	橋野恭子委員
古賀英人委員	飯島睦子委員	藤沼照雄委員	相良和敏委員	羽田 明委員
大場 隆委員	但馬明雄委員	永野逸馬委員	清水葉子委員	（計 14人）

（事務局）

山口保健福祉局医監兼保健所長	大塚保健所次長兼健康部技監	山本環境保健研究所長兼	
保健所次長	角川総務課長	大山感染症対策課長	澤口環境衛生課長
西村食品安全課長	川西市場・食鳥監視室長		
小川総務課課長補佐	三枝同課総務班長	植地同課主任主事	江口同課主事
			（計 12人）

4 議 題

- （1）副委員長の選出について
- （2）保健所の事業について
- （3）その他

5 議事の概要

- （1）副委員長の選出について
委員の互選により、向後委員を副委員長とすることに決定した。
- （2）保健所の事業について
保健所の概要を山口保健所長が説明した後、各課長より今年度の主な事業について説明した。
事務局から説明のあと、質疑応答が行われた。
- （3）その他
集団感染・民泊について説明した。

6 会議経過

事務局

(本日は22名の委員中14名の委員が出席しており、千葉市保健所運営協議会設置条例第6条第2項の規定により本会議は成立していること、また千葉市情報公開条例第25条の規定により本会議は公開の開催であることを併せて報告)

山口保健所長

(あいさつ)

事務局

(委員紹介及び事務局職員紹介)

入江委員長

入江でございます。座ったままで失礼いたします。千葉市も全国的な流れに沿って高齢化が進んでおり、現在我々の中では地域医療計画や包括ケア推進などが、問題として非常に大きく取り上げられております。

千葉市民の健康寿命は、20ある政令市の中で現在6番目です。今後、高齢化に向かって健康寿命を延ばしていくというのが、医療費・介護保険その他を節約する上で非常に大事だということで注目を集めているわけです。

しかし、本来保健所の業務は予防医学や感染予防ですが、そこを見落とされがちになっています。今回市議会議員の皆様がいないのは残念ですが、今日は各ご担当の方から保健所の非常に広い業務の一端を紹介していただくということで、私自身も勉強させて頂くつもりできました。

それでは、早速議題(1)「副委員長の選出」について事務局から説明をお願いします。

山口保健所長

副委員長につきましては、現在欠員となっております。千葉市保健所運営協議会設置条例第5条第2項の規定により、副委員長は委員の互選によって選出することとなっておりますが、例年市議会議員に副委員長をお願いしてございます。

もし可能でしたら本日欠席ではございますが、向後委員に副委員長をお願いできればと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(賛成の声あり)

入江委員長

ありがとうございます。それでは、向後委員さんに後程お願いしておきます。

続きまして議題(2)保健所の医療安全相談窓口運営部会の委員の選出についてですが、従来通り歯科医師会の金子委員、薬剤師会の金親委員、看護協会の橋野委員の3名に運営委員会の委員をお願いしておりますが、いかがでしょうか。

(賛成の声あり)

では、引き続き3名に委員をお願いします。

続きまして、議題(3)保健所の事業について事務局から説明をお願いします。

山口保健所長

それでは、私の方から概要をご説明させて頂きたいと思います。

そのあと、立入検査の様子やどのような業務をしているのかなどを各課長から説明させて頂きます。

(保健所の事業について説明)

それでは、各課から立入検査などの状況についてご説明させて頂きます。保健所の立入検査については先ほどご説明させて頂きましたが、それぞれの施設の法律に基づき定められています。

立入検査は、犯罪捜査のためではないという旨が全ての法律に規定されています。我々の行う立入検査とは、各法律に基づき適切に運営管理をされているか確認し、指導することであり、立入検査を定期的を実施することで未然に問題を防ぐということが主眼となっております。そういった意味で警察の捜査とは全く異なるものになりますので、ご理解いただければと思います。

それでは各課長からスライドで説明させて頂きます。なお質疑につきましては、全ての課の説明終了後に一括してお伺いさせて頂きますので、どうぞよろしくお願い致します。

角川総務課長から病院・薬局の立入検査につきまして、ご報告を申し上げます。

角川総務課長

(病院、診療所、薬局等の立入検査について説明)

山口保健所長

先ほど講評の話が出ましたが、病院の立入検査が終わりますと3段階に分けて病院側に通知をします。「お願い」・「要望」・「指摘」と程度によりまして判断させて頂いておりますが、市内の病院は指摘までいくことはほとんどございませんので、安心して頂ければと思います。

それでは続きまして、大山感染症対策課長から施設等の集団感染の調査についてご報告させて頂きます。

大山感染症対策課長

(集団感染の調査について説明)

山口保健所長

説明が回りくどくなってしまいましたが、簡単に言えば時間と平面と

を分析しながら調査を進めていくということです。最初の事例は、時間を見て集団の持続感染で続いていると思われませんが、平面でも落として確認することが大原則です。

それから途中でグラフがありましたが、よくある事例の中に職員が媒介となり一つの病棟で集団発生が起きて、しばらくすると別の病棟でも集団感染が起きるといことがあります。これは同じ職員がAの病棟で感染し、手を洗わないでBの病棟に行ってしまう感染するというケースです。

続いて、澤口環境衛生課長から美容所等の立入検査についてご説明させていただきます。

澤口環境衛生課長 (環境衛生関係施設について説明)

山口保健所長 施設についてはもう少し立入検査に行きたいと思っておりますが、なかなか一保健所で6,000の施設をとということになりますと難しいため、何年かに分けて行っていくというのが現状です。

続きまして、西村食品安全課長から飲食店及びイベントにおける監視について説明させていただきます。

西村食品安全課長 (食品営業施設の立入検査について説明)

山口保健所長 食品の営業施設につきましては、食品衛生協会にもご協力頂きまして日常の点検をお願いしている所でございます。

最後に川西市場・食鳥監視室長から地方卸売市場における立入検査についてご説明させていただきます。

川西市場・食鳥監視室長 (地方卸売市場の立入検査について説明)

山口保健所長 市場でひとつ問題が起きると市内全域の飲食店に影響が及ぶため、重要な検査となっております。

以上で各課長からの報告を終了させていただきます。

それから冒頭に立入検査は捜査目的ではないと申し上げましたが、基本的に我々が関係する衛生法規は、未然に防ぐことが目的となっております。

入江委員長

ありがとうございました。スライドで説明すると予定時間を過ぎてしまうのが通常ですが、さすがに事前に練習をされているため、5分だけオーバーで終わっています。

今まで5つのご説明をして頂きましたが、委員の皆様ご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願ひ致します。

羽田先生どうぞ。

羽田委員

いくつかあるのですが、まず集団感染について教えて下さい。感染性胃腸炎はほとんどノロウイルスと考えてよろしいのでしょうか。

それから、社会福祉施設の有料老人ホームなどで集団感染が起きて死亡例が出てくることもあると思います。そのあたりの実態などを教えて頂けたらと思います。

山口保健所長

今の時期、一番多いのはノロウイルスです。下痢の患者の通報がありますと、便を採取してノロウイルスの検査、勿論細菌性もありますから両方の検査をします。最初に通報があると、どのような場合であっても食品安全課と感染症対策課の両方の観点から調査をします。食品が原因で集団感染する場合がありますし、誰かが嘔吐してそれが原因で集団感染することもあるからです。したがって、検便は症状のある人と厨房の職員、つまり飲食物を作っている職員の検便も同時に行います。もし、厨房の人からノロウイルスが検出されれば、その人からの感染も考えられますので、調査をします。

それと2点目の社会福祉施設ですが、勿論老人の施設もありますが、障害者の施設もあります。基本的にノロウイルス、O157などは糞口感染ですので、手洗いなどの日常的な注意を守ることが難しい、例えば認知症者の集団などの間では非常に感染が広がりやすいです。

それから重度心身障害者の施設の場合は、障害者の方はあまり動きませんので、そのような施設の場合は、職員がきちんと手を洗わないで次の患者を対応したため感染するというケースが多いです。

入江委員長

重度心身障害者施設は呼吸状態の問題もありますので、インフルエンザの場合などは重症化しやすいと思いますが、その辺りは千葉市はどのように考えているのでしょうか。

山口保健所長

私は千葉市に来て10年になりますが、集団感染で亡くなった方はお一人だけです。

入江委員長

ありがとうございました。他に何かありますか。
どうぞ。

永野委員

千葉県警察部の永野と申します。

警察とは日々連携を取って頂きありがとうございます。千葉市は国家戦略特区に手を挙げられているとお聞きしました。その構想の中の柱に民泊の話がありました。今その辺りで何か考えていることがあれば、教えて頂きたいと思います。

山口保健所長

我々としては宿泊施設があるということでしたら、旅館業法に基づいて、施設基準を確認します。以前問題になったのは、インターネットカフェ、24時間のビデオ屋などの泊まれるような施設は宿泊していると考えられるのではないかという話がありました。

その話が出たとき、市内に3, 4件施設がありましたが、旅館業法に基づいて該当する施設は、法律に基づく処置をするよう指導してきております。今のところ、特区だからといって保健所の検査の基準を緩めるといったことはしていません。

入江委員長

その他ありませんか。

先ほど保健所長が仰ったとおり医療監視はいかにも堅苦しいような印象を受けますが、小さい病院でも医療監視が来るとなると綺麗にしようとするので、時々来て頂くと病院が清潔になるのでありがたいですね。

他になれば、事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

事務局

本日は委員の皆様にはご多忙のところ、長時間にわたりご審議を頂きましてありがとうございました。

今後とも、本市保健所行政の推進につきましてお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。